

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第15号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を第12項とする。

附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで」に、「第34項」を「第33項」に改め、同項を附則第13項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。